

災から守るために 住宅用火災警報器



すべての住宅に設置が義務付けられています

火災はあなたの大切な命や財産を一瞬のうちに奪ってしまいます。全国の住宅火災で亡くなる人は毎年千人を超え、その多くは就寝中などで火災に気づくのが遅れた「逃げ遅れ」によるものです。そこで、火災に早く気づき、大切な命を守ることを目的に、「住宅用火災警報器」の設置が法律で義務付けられました。所沢市では法律および条例の規定に基づいて、平成20年6月1日から、すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置を義務付けました。まだ設置されていない方は、火災から大切な命や財産を守るために、できるだけ早く設置しましょう。

消防本部予防課 ☎2929-9121 FAX 2929-9128

住宅用火災警報器を設置しよう！ 市内在住Nさん一家の場合

住宅用火災警報器（以下「住警器」）はすべての寝室の天井や壁に、また寝室が2階にある場合には階段の天井にもあわせて設置してください。

なお、3階建て以上の住宅は、個別にご相談ください。また、マンション等で自動火災報知設備が設置されていれば、住警器を設置する必要はありません。

えっ？
どこにつけるの？

うちも早く設置しないと！

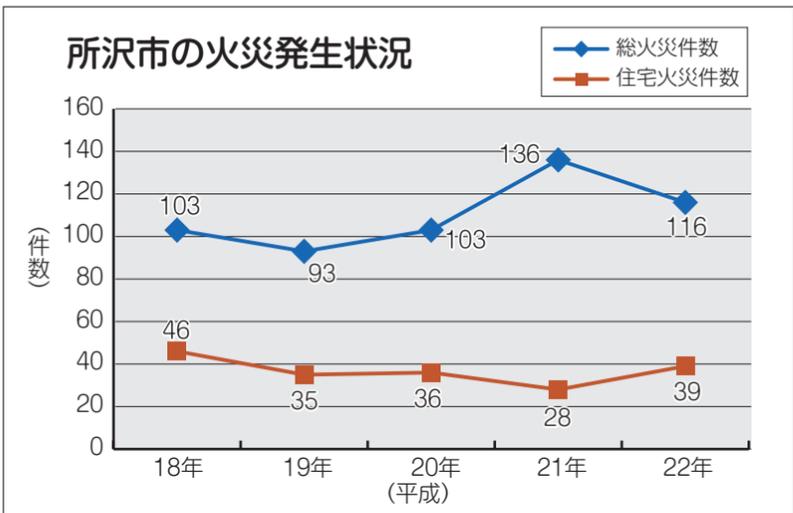


「煙式」「熱式」と設置場所

住警器には煙を感知する「煙式」と熱を感知する「熱式」の2種類がありますが、設置義務がある寝室や階段には必ず煙式を設置してください。台所や居室への設置義務はありませんが、安全のため設置することをお勧めします。台所は、煙式・熱式のいずれでもかまいませんが、調理の煙等による誤報が心配な場合は、熱式をご選択ください。

所沢市の住宅火災の現状 ……

所沢市では、平成22年に39件の住宅火災が発生し、2人の方が亡くなっています。また、平成18年から22年までの過去5年間の総火災件数に占める住宅火災件数の割合は、約2割から4割以上にもなり、毎年1～2人の方が亡くなっています。



市内の住宅火災の現場

全国の建物火災の死者のうち約9割が住宅火災による死者で、死亡原因の約6割が逃げ遅れによるものです。火災から命を守るためには、住警器が大きな役割を果たします。なお、所沢市の住警器の普及率は71%（平成22年）となっています。